



2021.11月号

発行

砂川商工会議所
砂川市西4条北4丁目
TEL(代)52-4294・FAX52-4296

編集

砂川商工会議所広報委員会
(通巻 620号)

<https://sunagawa-cci.or.jp/>
E-mail:info@sunagawa-cci.or.jp

北海道特別支援金C

8月以降、緊急事態措置等により、大変厳しい経営状況となっている全道の幅広い事業者の皆様を対象に、**休業・時短要請等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々**に向け新たな道特別支援金Cにより支援します。

要件 1	<p>①時短対象飲食店等との取引がある事業者 ②外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者 ※対象事業者 飲食事業者(休業・時短要請の対象外の飲食店等)、宿泊事業者 旅客・運送業、観光施設運営、小売店(土産物・雑貨店等)、理美容室 マッサージ店、整骨院、エステ店、結婚式場、運転代行業等(対象事業者は一例ですのでこの他に該当になりそうであればご確認をお願いいたします)</p>
要件 2	<p>①2021年8月～10月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比で30%～50%未満減少した月があること ※売上を前年と比較できない新規開業の方々等への特例措置も実施</p>
給付額	中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円
受付期間	2021年10月12日(火)から2022年1月31日(月)まで
申請方法	<p>電子申請及び郵送申請 ※郵送の場合は、簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法)で郵送となります。</p>
必要書類	<p>◎收受日付印の付いた確定申告書の控え ◎2021年8月から2021年10月までの間で、対前年または前々年同月比で30%～50%未満が減少している月(対象月)の月間事業収入がわかる売上台帳 ◎代表者または個人事業者等が自署した宣誓・同意書 ◎飲食店(喫茶店)営業許可書 ◎運転免許証(両面)、マイナンバーカード等(個人事業主の場合) ◎履歴事項全部証明書(法人等の場合) ◎通帳の写し(通帳の表紙及び見開きページ) ※上記のほか、必要に応じて事務局から追加の書類を求める場合があります</p>

※また、北海道特別支援金A・Bの申請期間が延長となっておりますのでご確認ください。

北海道特別支援金A・B 申請期間:2022年1月31日(月)まで

【お問合せ・ご相談】北海道特別支援金コールセンター TEL011-351-4101

【申請・詳細HP】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.html>

緊急事態措置協力支援金【9月分】

措置地域の対象施設のうち、営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設(店舗)を管理する事業者を対象に、支援金を支給いたします。

対 象 施 設	飲食店、遊興施設(飲食店営業許可がある店舗)、結婚式場
要 請 期 間・内 容	<p><u>下記の要請期間・内容の全てにおいて取り組んだ事業者が対象となります</u></p> <p>◎令和3年9月13日(月)～9月30日(木)</p> <p>※全ての期間にご協力いただくことが必要です</p> <p>①営業時間は5時から20時まで</p> <p>②酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は一定の要件を満たしたうえで、11時から19時30分まで</p> <p>③「業種別ガイドライン」を遵守する(https://corona.go.jp/prevention/)</p> <p>④飲食を主としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない</p>
支 給 金 額	<p>◎中小企業・個人事業者</p> <p>1店舗1日あたりの売上高に応じて、1店舗毎に2.5万円～7.5万円/日または1店舗1日あたりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日</p> <p>◎大企業</p> <p>1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日</p>
受 付 期 間	令和3年10月1日(金)から11月30日(火)まで【当日消印有効】
申 請 方 法	<p>電子申請 及び 郵送申請</p> <p>※郵送の場合は、簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法)で郵送となります。</p> <p>【申請書類の郵送先】 〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱第28号 緊急事態措置協力支援金(飲食店等)係</p>
申 請 書 類	<p>◎申請書及び誓約書(当所でもご用意しています)</p> <p>◎売上高及び営業実態が確認できるもの</p> <p>1日当たりの売上高を算出した年の9月の売上台帳等の写し及び直近の確定申告書</p> <p>◎営業に必要な許可を取得していることがわかるもの</p> <p>飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写し</p> <p>◎業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの</p> <p>宣伝チラシ等及び内観の様子がわかる写真、飲食店情報サイトなど</p> <p>◎要請に応じていただいたことがわかるもの</p> <p>要請期間中に営業時間の短縮や酒類提供時間の短縮等の取組を行ったことがわかる告知チラシ、掲示物等の写し</p> <p>◎口座振替を希望する口座の通帳の写し</p> <p>◎本人確認書類の写し(個人事業者のみ)</p> <p>※5月、6月、8～9月分を申請の方は省略できる書類があります</p>

【お問合せ・ご相談】砂川商工会議所 TEL0125-52-4294

北海道感染防止対策協力支援金コールセンター TEL011-350-7377



すながわ飲食店応援券実行委員会（砂川市、砂川商工会議所、砂川社交飲食協会、北海道観光事業協会砂川支部）は、去る、10月2日（土）に砂川市地域交流センターゆうにてすながわ飲食店応援券を販売しました。

応援券は、全店舗共通券（1セット5,000円で7,500円分の飲食券）とスナック・バー専用券（1セット5,000円で8,000円分の飲食券）

「すながわ飲食店応援券」完売！



を合わせて一人5セットまで購入可能となりました。

全店舗共通券3,000セット、スナック・バー専用券300セットを用意し、10月4日（月）以降は砂川商工会議所で販売をしましたが、10月5日（火）に完売となりました。

なお、応援券は79店舗の加盟店で使用でき、有効期限は12月31日（金）までとなっていますのでご注意ください。

Go To Eat 北海道お食事券事業期間等の延長と利用条件変更のお知らせ

Go To Eat 北海道お食事券は、ご利用期限を少なくとも12月15日（水）まで延長し、販売期限を11月15日（月）まで延長しましたので、お知らせいたします。また、利用条件も変更となっておりますので、併せてお知らせをいたします。

◎利用期限 令和3年12月15日（水）まで

◎販売期限 令和3年11月15日（月）まで

※砂川市は北門信用金庫砂川支店で販売しております。

◎利用条件の制限解除 以下の利用条件を解除

①店内利用人数 4人以下（単位）

※但し、乳幼児、子ども、高齢者や障がい者の介助者は人数制限から除く

②利用時間 2時間以内のご利用にご協力ください

飲食店における感染防止対策の認証制度（通称、第三者認証制度）のご案内

道内の飲食店を対象に、感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、対策実施されている場合に認証する制度を実施します。

◎店舗における感染拡大のリスク低減

◎感染防止対策に取り組んでいることをアピール

◎道HPで認証店舗の公表

◎認証店は、今後の感染状況や国の基本的対処方針の見直し等により、営業時間短縮や酒類提供時間短縮等の制限緩和の要件となる可能性があります。

①対象事業者 道内で飲食業の営業許可を受けている事業者 ※店舗ごとに申請

②認証の流れ 申請→現地調査→認証

③認証基準 道では国が示す基準を整理・統合し、座席間隔や換気回数などの認証基準を定めました。詳細は下記HPまたはお電話にてお問い合わせください。

○申請受付・お問い合わせ

申請方法は電子申請で受付 ※電子申請が利用できない場合は郵送も可能です。

北海道新型コロナウイルス感染症対策お問い合わせコールセンター

HP：<https://do-safety.jp/> TEL：0570-783-816

通年雇用促進協議会より
季節労働者を雇用する
事業者の方へ

建設機械等技能資格取得支援事業・安全衛生教育助成事業で、車両系建設機械等の講習を、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町に居住されている季節労働者の方は、無料で受講できます。この機会に季節労働者の仕事の幅を広げるため、受講を勧めてみませんか。

◎受付日時

受付時間 9時～16時(月～金)

※受講者随時募集中

◎対象

砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町に居住されている季節労働者の方で、令和2年度雇用保険特例受給資格者又は令和3年度取得見込の方

◎受講料 無料

◎対象講習科目

- ①建設機械等技能資格取得支援事業
車両系建設機械(整地、解体)小型移動式クレーン、フォークリフト、玉掛け等14科目
- ②安全衛生教育助成事業
車両系建設機械(整地)、フォークリフト、玉掛け、足場組立等特別教育

◎締切

各技能講習開始日の10日前まで
※詳しくは協議会ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先・申し込み先】
砂川地域通年雇用促進協議会
(砂川市役所 商工労働観光課内)
TEL0125-7418386

11月は、労働保険適用
促進強化期間です！

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、集中的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図っております。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられております。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)でご相談下さい。

お問い合わせ先・厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課(011-709-1231) または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所

砂川商工会議所
会場使用のご案内

砂川商工会議所では、市内工商业者の皆様にご利用いただくため、各種会議室があります。貸室を希望される方は、あらかじめ当所窓口にある「商工会議所会議室使用申請書」にてお申込ください。
詳細につきましては、砂川商工会議所(TEL5214294)までお問合せ下さい。

▽各室の使用料

区分	午前 9時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～21時	全日 9時～21時	定員	掃除料
大会議室	1,900円	2,550円	3,150円	6,300円	80人	900円
第1会議室	1,750円	2,350円	2,900円	5,700円	30人	450円
第3会議室	1,900円	2,550円	3,150円	6,300円	14人	450円

※10月1日～4月30日の間の使用には暖房料が加わります。(暖房料は使用料と同額)

委員会のうごき 10月

第7回広報委員会開催

去る、10月25日(月)12時より当所第1会議室に於いて、第7回広報委員会が開催され、次の議案について審議されました。

▽議事

(1)掲載記事の検討について

YEGのうごき 10月

12日▼第3回理事会 会議所

会議所のうごき 10月

1日▼第2回議員会役員会

砂川パークホテル

2日▼すながわ飲食店応援券販売

砂川市

7日▼第7回三役会 会議所

地域交流センターゆう

12日▼第3回砂商連三役会 会議所

14日▼「もっと花いっぱい運動・国道一直線花いっぱい運動」

「一花の回収作業」

15日▼空知商工会議所経営指導員協議会研修会 美唄市

19日▼第2回創業セミナー 会議所

21日▼創立70周年記念総務委員会 会議所

25日▼第7回広報委員会 会議所

26日▼第3回砂商連役員会 会議所

4日▼第28回会員事業所対抗ボウリング大会

8日▼第8回三役会 会議所

9日▼勤続記念品配布 砂川市内

16日▼第3回創業セミナー 会議所

22日▼第4回常議員会 会議所

25日▼第8回広報委員会

会議所のうごき 11月 予定

お買い物は地元商店街で！